

法教育推進協議会（第9回）議事録

日 時 平成18年8月22日（火）
午後3時～午後5時20分

場 所 法務省第1会議室

法務省

議 事

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第9回会議を開会させていただきます。

まず、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

丸山部付 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料の1ですが、本日御講演をいただきます佐々木教授の「政治教育と法教育について」と題するレジュメをお配りしております。

続きまして配布資料の2ですが、本日御報告いただきます台東区立上野中学校の高田先生の御説明資料になります。

最後に、部会の構成員ですが、交代となりましたので御紹介をいたします。

これまで教材改訂検討部会と裁判員教材作成部会の双方で構成員をお務めになっていました最高裁判所事務総局総務局付の小林局付が御異動になり、その後任となられました日置朋宏局付が両部会の構成員となります。本日は、日置局付も傍聴席で御参加になっておりますので、御紹介いたします。

日置局付 前任の小林局付の後任として総務局付を賜りました日置と申します。法教育につきましては、色々勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

丸山局付 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、前々回以来、引き続きまして専門の先生方からお話をお聞きすることになっております。

本日は、学習院大学教授として御活躍の佐々木毅先生においでいただきました。佐々木先生、本日は本協議会に御足労いただき、誠にありがとうございます。

佐々木先生は、政治学の第一人者として長年東京大学で御活躍され、東京大学総長を4年間お務めになった後、現職にお就きになりました。佐々木教授は、様々な分野において幅広く御活躍されておられますが、司法制度改革との関連では、司法制度改革推進本部の顧問をお務めになり、多数の司法制度改革関連法案の成立に御尽力をいただきました。また、佐々木先生の御著作には枚挙にいとまがございませんが、教育との関係では、小学校・中学校・高等学校の教科書の執筆に関われ、高等教育のみならず初等・中等教育での政治教育にも御尽力されておられます。

本日は、このような御経験を踏まえて、「政治教育と法教育について」と題して御講演を頂戴いたします。今後、本協議会におきましても検討すべき政治教育と法教育の在り方について、大きな方向性をお示しいただく貴重な機会となることを確信しております。

それでは佐々木先生、よろしくお願いいたします。

佐々木先生 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

私自身、教科書を書く機会がございましたものですから、どちらかといえば学問的なお話をするというよりも、そちらの方に寄った話をするべきだろうと思っておりますし、そもそも政治

と法という話をしても仕方がないので、その辺りは初めにお断りしておきたいと思います。法はそうではないでしょうけれども、何分にも、この政治というのは大変いろいろなものがございます、政治と一言で言いましても千差万別でございますから、政治と法という一般論を議論するというのは、この際余り意味がないだろうということを初めにお断りしておきたいと思います。つまり、我々が生きている現代の日本社会における政治と法というのが共通の了解事項ということで、そこから話を基本的に始めるということでありますから、これを全部壊すべきだとかどうだとかいう話はする必要もないと思いますし、あるいはどちらが良いとか悪いとかいう議論もする必要はないと思いますので、それは今日は立ち入らないことにいたします。

政治教育と法教育というのは非常に交錯をしている可能性があるわけでありまして、どのように整理したらいいのかというのは、これはなかなか難しいのであります。ある意味、政治教育は憲法学習になっているところがあることは事実でありますし、そればかりかというところ、そうでもないところももちろんございます。ただ、長年教科書を書いたりしてきて、そこで一つ非常にショッキングなのは、初等・中等教育を担当されている方々と我々の感覚がかなり違う局面があるということなんですね。これはやはり率直に考えて、今後の法教育の在り方を検討するときにも、ぜひやはり念頭に置くべきファクターではないかなと私は思っております。

一言で言えば、政治教育、その中には憲法教育学習も入っているんですけども、物すごくかたいんですね。ほとんど内容が固まっていて、新しく書くことがもうないかのような感じの教科書になっているわけです。その上、教科書会社はページ数を減らすことに非常な関心を示しますから、新しいものを付け加えるというような余地はほとんどないという状態で、ほとんどガリガリに固まっている。それが中学・高校あたりの状況ではないかなと思っております。内容が非常に固まっているということは、一概に悪いことではないのでありますけれども、どうも私が見るところ、政治教育の観点からしますと、結局何でこういうことをやっているのかという趣旨が、今度はかえって伝わりにくくなってしまっているのではないかなというところが、全般的に社会科教育、政治経済教育、その他のところでいつも気になっている点でございます。

憲法を初めとした基本的な制度を学習させることは、もちろん非常に大事なんですけども、しかし、そのこと自体が自己目的になっているような感じがどうしても否めないものでありまして、究極的に言えば、憲法を変えることも含んだ意味で政治教育はされなければいけないのでありますけれども、今の憲法や制度をとにかく覚え、学習するというところ、そこで大体話が止まってしまう。そこは、ある意味政治教育が憲法学習に還元されているという面があることは否めない。憲法を変えるべきかどうかという話をいろいろやるのがいいかどうかという話はもちろんあるんですけども、おのずから何となく今述べたような具合になってきております。かくして政治教育というのは、結局憲法の色々なことを勉強することだという話になりがちであります。そのことの一つの後遺症は、憲法というのは、やはりありがたく立派なもので、とまあそれを勉強しなければいけないという話なのですが、形を変えた一種のパターンリズムみたいなものがそこに潜んでいるわけです。私達の生活や政治活動の中でどのようにこれを動かしていくかというようなこと、あえて言えば自治ということに

なるんでしょうけれども、このような話に行く前に、三権がどうなっている、何がどうなっているというところで、もう大体終わってしまうという感じがどうしても否めないであります。

政治教育というのは、ありていに申せばシビック・エデュケーションというものだろうと思います。市民にとってふさわしい知識も必要だし、態度も必要だし、それから、基本的な心構えというものが必要であるということをお教えるわけでありましてけれども、小学校から中学校、高等学校まで色々な段階がありますが、恐らく色々なことを重複して教えている。中学で習ったことをまた高校で教えるみたいなのところがありますから、整理ができていない。結局制度の繰り返し学習みたいな形がどうしても政治学習の中身になっていってしまうということがあろうと思います。

その意味で言うと、制度の勉強をたくさんするというのは、広い意味では憲法から色々な法律を勉強することになるのかという話なり得るのですが、どうも、その法というもの、あるいは制度というものに対する態度、そういうものに対してどのように向き合うかという態度を教育する上では、これは余り役に立っていないという感じがするわけです。つまり、司法改革の中で言われた色々な基本的な市民としての態度のようなものを教えるのに役に立っているかという、これはまさに政治教育がそのように機能していないのと同じようなことが、結局そちらの方でも起こっている。その点で根っこは同じかなという感じを私は持っております。その意味で、政治教育と法教育というのは、ある意味ではお互いに非常に連携しなければいけないということはそのとおりなんですけれども、ありていに申せば、根が枯れた状態で何となくつながっているという感じがするわけでございます。例えば政治教育でどのようなことを教えるか。

例えば小学校で何を教えるかというのは、教材を考えるというようなことになりまして、もう一つ厄介な問題が出てきます。政治教育の方をとってみても、政治の問題と行政の問題の区別が非常に曖昧である。行政の話をしているのか、政治の話をしているのか、あるいは行政のことを勉強させるのか、政治の話を勉強させるのかというあたりも、大変これまで曖昧で、我々も非常に処理に困るわけでありまして。まず政治を勉強する際、どのようなことをやるかという、何か自治体でハコモノを作るみたいな話を政治教育の素材として選ぶわけでありまして、色々な博物館が必要だとか音楽演奏会場が必要だ、これをどのようにして実現するかという話を取り上げられる。そして、市長さんや町長さんがそれを国会議員に頼みに行き、そしていろいろ格好でお役所にまた働きかけて、そして、大変すばらしいことに何かそういうハコモノができ上がりましたという話です。これは、何かどこかからいいものをもたらしてくるという感じの話であり、そういうメンタリティーなんですね。そのようなことを全国津々浦々やれば財政も赤字になるのはよく分かる話で、まさかそのようなことを教育しようと思っているわけではないんでしょうけれども、どこかから何かとってくるということ、これが政治だという視座が抜きがたくありまして、これはかなり歪んでいるんじゃないかと言って、私は大分抵抗したんですけれども、小学校の先生は、そうじゃなければ子供は分からないと言って、教科書をつくる課程で大議論になりました。私たちは、ある種の慣れの中で政治教育をやったつもりになっているということが、多々あることの一例であります。

これでは自分たちが自己統治をしているというような主体性の話はどこかへ飛んでしまう

わけで、ともかくどこから何かもらってこようよ、どこかにあるらしいからもらってこようよ、そのためにどうしたいんだらうね、というような話にいつの間になんて来てしまう。これが民主主義だと言われれば、確かに戦後民主主義はそういうところがあったことは事実なのですが、さて、そういう話になると、これはもう土井先生を初め、皆様にはそれぞれ釈迦に説法ですけれども、統治客体意識ではいけない話とぶつかるわけです。まさに政治教育が統治客体意識というものの裏返しの主体意識、客体意識を前提とした主体意識のような世界で動いているというところがどうしても目に付く。この辺りは、恐らく法教育も抱えている共通のテーマになるかなと思っております。ですから、私は先ほど、内容的には結構お互い一緒に協力関係でやっているんだけど、根の方が枯れているんじゃないかということをお願いしたのは、例えばそういった問題に具体化されているように思うわけでありませぬ。

ですから、法教育を新しい展開で考えるときには、政治教育の方の転換というものもできれば少しはお互い意識してやれるような格好になると、一番いいかと思えます。あるいはぜひひそひそと、法教育はこうなんだという、今度はどこへ入れたらいいでしょうという話になり、入れる場所はないのではないかなというような話になってくるのは、これもまたつまらない話であります。しかし、先ほど申したように、憲法学習、政治教育の内容が非常に固まっていますから、そこにどのように新しい試みを入れるのかというのは必ずしも容易ではありません。それから、失礼な言い方になるかもしれませんが、何しろ教える先生の頭の方がもう完全に固まっておりますから、それ以外のことを書くと教科書は売れないというのが実のところの話でしょう。これはなかなかややこしい問題であると思えます。そういう意味で政治教育と法教育という、このセットのところ新しい歯を入れるというのが、やり方として賢明かどうかということにも結果としてはなるかもしれませんが、これはある種、私自身がずっと感じてきた問題点の一つであります。つまり、本当のシビック・エデュケーションというものを考えない、全体としては考えているはずなんだけれども、どうもそのつながり具合がすっきりいかないままで、色々な内容を盛り込んでいくうちに、何か非常に分かりにくい話になってしまって、何のためにこのような教育をやるんだという話が見失われる恐れがあるといいたいまいしょうか、こういったような問題は、多分二つの教育の共通テーマとして設定する必要があるだろうと思えます。

他にも色々ありますが、憲法学者もこの点ではなかなか大変で、憲法学者の中にも色々な議論はもちろんあることはあります。それから、私は特に例の三権分立の話をもどのように位置づけるかという話も、余りごりごりの教育はやめた方がいいのではないかということを書いて、相当ひんしゆくを買ったことがあります。あの問題をたぐっていくと、どうも大日本帝国憲法にまで至る、ある種の立憲主義の発想みたいなものがやはりあるのかもしれないとか、いろいろ難しい問題がございまして、内容的にも非常にステレオタイプ化しているものですから、そこを動かしながら教育を柔軟にしていくというのはなかなか難しい。ただ、政治教育、法教育の基本的な視点は何かということについて、もっとメッセージが伝わるようなやり方を別のところも含めて考えるということは、ぜひやらなければいけないのではないかと思います。

そのようなことで、これはレジユメの1から2へ動いているんですけども、例えば今度の裁判員制度みたいな問題をどのように考えるかということ、我々政治学者はシビック・エデ

ューションの一つのテコとして考え、位置づけるというのが大体共通の理解だろうと思っております。これなどについて、色々興味深い調査を皆様方がおやりになっているようで、それはまた後でぜひ伺わせていただきたいと思いますけれども、ああいったものを例えばどこに入れるかというようなこと。現在の、例えば国会が出てきて内閣が出てきて裁判所が出てきて、そういう枠の中に入れるのか。それとも、何か別の形で入れるのかというようなことなども随分工夫する余地があるし、また工夫が必要ではないかなと思います。

実は、法と政治の関係につきましては、もちろん色々議論があるわけでございますけれども、私の感じて言いますと、少なくともこれは他方がなしに一方を考えられるという世界ではないものですから、とにかく緊密に協力関係をもってやっていくという必要があることは事実であります。それが血の通ったものとして、この辺りでやはり新しい教育の在り方を考えてみようというような提案がされないと、ますますカチカチに固まっていくだけで、もうどうにもならないというようなことが実態ではないかなと思っております。

それから、小学校を見ていきますと、恐らく小学校あたりで法教育と言われても、それはできる話は非常に限られているという感じはしますし、しかし、色々なことを試みられているのは大変結構だと思うんですけども、やはり一番問題があるのは、教科書は特に「いい話」を教える方向で徹底している、あるいはそういうふうにしようというところがどうしても残っているものですから、逆に言えば、「いい話」を前提にしない、つまり紛争を前提として紛争解決を教えるような法教育が、これまでの教育から浮いた感じになるという面もあるのではないかと考えております。社会における色々な実態、その中には非常に厳しいものがあるということは、子供だから知らないとか、子供だからなんていうことではないので、子供も十分感じている話がたくさんあるわけですが、何か総じて、何となく皆仲よくなるとか、すべてみんな同じ意見に一致するだとか、何となしにそういうものにもたれかかっているような社会像が多過ぎるといえるか、何となくそういう雰囲気の記事を、無意識的にかどうか分かりませんが、これまでの教科書はしてきたようなところがあるのではないかと、やはり非常に気になりました。話し合いも結構なんです。話し合いをしても、話し合いが成り立たないときはどうするんだというようなこともありますし、それから、どうしても自分としては納得できない、そしてほかの人、これは親も含めてですけれども、色々な形でコンフリクトが起こるといえるようなときに、どうしたらいいのかというような具体的な出口について、何となくふわとした社会イメージしかこれまでは伝えてこなかった感じが私はしています。ですから、逆に言うと、それと実態とのギャップが調整されないまま生きていくというのは、極めて具合の悪い話じゃないだろうかと思うわけであり、

そういう意味で、シビック・エデュケーションをやるときは、やはり社会イメージをきちんと教えないといけないわけで、社会イメージがはっきりしない中で市民だとかなかにか言っても、これはイメージが非常に貧困になってしまう。あるいは、想定範囲というのが非常に狭くなってしまうというような話にどうしてもなってしまうので、何か自分の思うとおりにはいかないのは、世の中はみんなけしからんみたいな、そういう雑な話にもなりかねないところがありまして、どうもその辺りは、ある種の過去の色々なものを何となく引きずっているようなことはないだろうかということでもあります。

政治教育や法教育もそうなんですけれども、一緒に生きていくということは大事なことで、

ぜひ考えなければいけないけれども、そんなに簡単なことでもないですし、極端に言えばそんなに甘い話でもありませんし、そのためにはどんな工夫が必要で、どのような手段を使って、どのようにして一緒に生きていくかということについて、人間は苦労しながらやっていくものだという視点が基本的に非常に弱いんですね。そういうことばかり言っているかもしれないというのはあるんですけども、そういうものより「何とか皆さん、よく話し合しましょう、そうしましょう。そうするとみんな一致します」みたいな、そういうタイプの話、そういう社会イメージみたいなものがなお残っていやしないだろうか。対立とか紛争とかは私たちの世代が子供の頃には珍しくなかったのですが、ある時期からの日本国は、非常に結構な世の中になったせいもあるのかもしれませんが、どうも少しそのような対立が少ない社会を前提にしてしまうと、何のために法律が必要だとか、法律というものはありがたいものとか、大切にしなければいけないものとか、あるいは、それに自分たちが関わることはどんな意味を持つのだとか、そういう話はおよそ展開が非常に難しいのではないかなと、このように思うわけでありまして。恐らく実態的には先生方は色々な工夫をされて、そういうものではないような世界に少しずつ子供をイントロデュースされているのかなと思うんですけども、少なくとも教科書などを見る限りにおいては、余りそのような感じはしないように思われます。

それから、異質性みたいな問題も少し考えようという話は出てきているようなんですけれども、弱いといえば弱い。もう学校には、違う言葉を話すような子供たちとか、色々な人たちがいるのが実態だろうと思うのでありますけれども、その意味で現実はどんどん進んでいるし、したがって色々な問題が起こって、またそれを処理するための手続が必要になっているわけでありましてけれども、そういう問題を教育的にどうこなすかというのは、これはなかなか難しい。ただこうなっていますということ言うだけでは済まないし、これを教育問題としてもう一度練り直すかというプロセスが必要なことは十分分かっているし、必要だろうと思っておりますけれども、それはちょっとややこしいから、そんなことはなかったことにしようとかいうことになると、これはこれでまた話が随分違ってくるのかというように思います。

具体的な事例を使いながら、シビック・エデュケーションの基本として、やはり身につけるべき目線なり、身につけるべきある種の徳目というものもあると思いますし、それから、ある種忘れてはいけない態度といったようなものもあると思うんですが、憲法学習やその他ガチガチに固くなっているところに関して余りとやかく言わないとして、何かの形で最後にきっちりとそういうものを受けようという形での教育ができれば、そこに法教育に関わる様々な基本的な態度というものも入れ込んでいくことができるのではないかなと思います。

高校になりますと、今、共存という概念が基本的によく使われております。そこでは自然と人間というのが一つのテーマになってきているんですけども、そっちは扱いやすいかどうか分かりませんが、教材化は比較的できるんです。問題は、人間と人間の共存をどうするかという方が本当は難しい問題なんですね。ですから、自然との共存を考えるなら人間同士の共存の問題をどう考えるかというのを、高校ぐらいではテーマとして教科書の初めにそういう課題設定を置くようなことをもっとやってもいいのではないかなと思います。そこは色々な問題や課題を設定する場所ですから結論は出す必要はないと思うんですけども、こういったことについてどう考えるかということについて問題を立てるとのことだけでもいいと思います。自然と人間の話はよくするんですけども、人間同士をどうするかという話は、やり

にくいのか、あるいはなかなか決め手がないというのか、余りしないんですね。けれども、結局自然と人間との関係の問題も、根っこでは人間と人間の関係につながっていることは、教科書の記述を見ればみんな分かる話なので、そうすると、自然と人間というだけの話で済むということでは当然ないでしょうねということになります。そのような意味で、教科書のイントロダクションみたいなところで、既成の教育プログラムで非常にかたく組織化されているところは色々難しいとすれば、何かの形で新しいそういう、現代我々が人類として、人間として直面している課題の一つとして人間と人間の共存のあり方、そのための我々が持っているリソースというのは何かといったようなことについて、もう少しメッセージをきちんと伝えるというようなことがあっていいのではないかというのも一つのアイデアでございます。

同時に、法教育について、皆さんは既に十分御議論なさったことだと思いますが、大体こういう議論をやりますと、いや、もうそれは嫌だし、うっとおしいし、何かもうややこしいから嫌だという議論が出てくるし、裁判沙汰などそんなものはもうとんでもないかという議論が出てくる。問題は、それで済む世の中であればいいんですが、じゃあ、どうするのという話が続いて話が出てこないことが大体多い。法律は大事ですよ、頑張りましょうという話をすると、そんなに頑張らなくてもいいじゃないかとか、それはもう関係ないことじゃないかとかという話にすくなるんですけども、では、他にどうするのというような教育がないわけですよね。ですから、それは嫌だよとか嫌いだよと言えば、これで済むと思っているところが日本のシビック・エデュケーションの基本的なウィーク・ポイントなんです。嫌だと言えば何とかなる、それでも少しも構わないよというふうに教育がいつてしまえば、それでももうプツンと切れてしまうんです。しかし、嫌だと言っても、では、ほかにどう解決するのか、金でやるのか、それとも暴力でやるのか、ほかにどうするのという話をどうするのかという、もう一つ裏のストーリーがあって、初めて政治教育なり法教育というものは意味があるんだろうと私は思うんですけども、こういったオルタナティブと言ってはなんですが、ほかにどうするのという話が問われない教育というのは、私はシビック・エデュケーションとして基本的に弱いと思っております。法律というものとの関わり合いというものを考えないといったらどうするのという話になります。そして、色々なものを見たり聞いたり、小説やテレビなどを見ていると、やはり法律で通して考えようという議論、メッセージもあるけれども、それよりはグサリとやってしまうというメッセージの話も結構、この社会には依然としてあるわけでありまして。

その意味で、私は政治教育と法教育は限りなく協力関係をつくることに大賛成なんです。政治の場合もそうですけれども、これは嫌だとか欠陥があるとかいうことは別にいいのですが、それでどうするのということを考えないと、これはもう何の救いにもならないのです。一つの手段が嫌だといって拒否するのなら、次にどうするのか、ということまでいかないと、教育の問題というのは完結しないという問題があるんですね。ただ、その嫌だというところで大体話が終わってしまうのが、私は日本のこの手の教育の一つの大きな問題点ではないかと感じておりまして、そういった点については、もう既に皆様、そんなことは当たり前だと思っていらっしゃるのを繰り返して言って誠に恐縮ではありますが、ただいい話を教える、すばらしい話を教える、すばらしいことを教えるというだけの教育の持っている弱さというのは、私はそこにあるんだろうと思います。それはなければなくても平気だと考える

のか、なければどうするんですかという話を考えるのか、考えないのかによって、全然話の持っていく方が違ってくることがございまして、どうも嫌だという話が出てくれば、それもいいねというぐらいの話で、どうも話がなあなあになってしまうというか、ほっぴり出してしまおうといひましようか、後をどうするのかという話まで議論が進まない。これはジャーナリズムも含めて結構強い。私にはそういうふうに見えます。これは、いざとなると立ち往生してしまうみたいな話に結構つながっている可能性がありますね。

ですから、やはりこれが大事だということを教えるためには、ほかのものと比べた上で教えないといけないという問題がどうしてもございます。そうすると、余り品はいい話じゃないかもしれないけれども、どのようにしてそういうものを考慮して考えていくか。それは現場で考えるべきなのか、教科書レベルで考えるべきことなのか分かりませんが、私が感じているところによれば、政治教育などは本当に典型的にそうなのです。これはおもしろくない、汚い、嫌だと言っていれば、それで何か済むみたいな話ではないとは思いますが、何となくそれでもいいかなというような、そういう意味でもう1段、2段のしつこさが足りないのは、私は日本のシビック・エデュケーションの基本的な欠陥だろうと思っております。恐らく法教育についても幾ばくか似たような問題があるのかもしれないということを感じますので、一言付け加えさせていただきました。

とりあえず、最初の話はそれぐらいで終わらせていただきます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

私の方から最初に1つお伺いしたいという点なんですが、佐々木先生がある雑誌にもお書きになっておられることでもありますが、法教育、あるいは法を考える場合に、どうしてもイメージとして法解釈みたいなものが非常に重視されてきている。それが今日もお話になっておられたことなのですが、制度を所与のものとして、それをいかに理解して運用するかのというのが法の問題であるというイメージが非常に根強い。しかし、実際には、その法というものも、極端な自然法思想に立たないのであれば、人が作っていくわけで、いかにしてそれを生み出すかという問題が重要なんだという御指摘をいただいたのですが、私もそのとおりだろうと思います。政治との一つの接点というのは恐らくそこで、多くの法律は政治過程を通じて生まれてくるわけなので、そのところが恐らく問題になってくるんだろうと思います。

それで、法教育でその観点から一つやろうとしているのは、ルールづくりを教えるべきだということです。ルールというのは、みんなのために作り上げていくものであって、何か後生大事にとりあえず神棚に上げておくというものではないんだと。そのためにどのようなことを考え、どのように関わっていくのかということが重要だということを教えようとはしているんです。ただ、それがだんだん進んでいきますと、政策形成の過程の問題、高校ぐらいになればそういう問題が出てくるのかと思うんですが、その際に政治的なものと法的なものをどういう形で組み合わせていけばいいのか。ある意味で言うと、本当に政治プロセス論になってしまって、どういう利益集団がどのように動くかという話になりますし、法に特化してしまうと、法文をどう書くかという技術論になっていく。その制度設計という部分で、政治的なものと法的なものをうまく組み合わせながらできないかということも考えてみたんです

が、その辺りで何か御意見があればお願いします。

佐々木先生 難しい問題で、非常に抽象的にどのように絡めるかというのは、これは即答はできないんですけども、1つはやはり、これはもちろん実態問題なんですけれども、具体的な教材、つまりルールというもの、ルール一般をどのように設定するか。そのときに、そのルールをつくるプロセスをどのように考えるか。プロセスの方は、どちらかといえば政治過程みたいな問題として出てくるというお話だろうと私は思います。ただ、一つ言えることは、どう作るかというよりも、結局そこで色々な人たち、色々な集団、その他が参加してくるプロセスがあるということを排除できないような形でルールは作られますよということをやはりきっちり教えることは、政治教育としては大変ありがたいわけです。ということは、声が出なければだめだという話が色々あるわけで、放っておけばおのずから機械から出てくるみたいに出るものじゃないよということを教えることが必要だと思います。問題はそれをさらに具体的に考えることです。

私はやはり、法教育もそうだと思うし政治教育もそうなんですけれども、結局一般論で議論できる範囲は非常に限られていて、例えば、具体的にどんな材料を使ってこの問題を明らかにするかという点が肝心だと思います。あるいは、私は先生の御質問を何段階かレベルダウンした話をしてしまって恐縮なんですけれども、私は、政治に非常に近いところでシビック・エデュケーションというと、例えば選挙の話がありますが、法律の中で公職選挙法という法律がございます。これは一体何なのか。ルールは設定しているわけですよ。ルールというものは、どのようなものとしてまずルールの中身があるか。どうしてこういうルールになったのか。それから、先生が言われたような問題につながるところがたくさん出てくると思います。

例えば、皆さんよく御存じのことですが、大体において、議会制の中央政治と地方の首長さんを同じ制度で扱うというのは、これはどんなものかというのが1つあります。どうも私が調べてみると、公職選挙法はあるときまで分かれていたのが、あるときに一緒にしてしまったからあのような法律になってしまったらしいんですね。今ごろちようちんがどうだとかと書いてあるというのは、一体これはどういう法律かという、個別訪問の問題もありますし、色々な問題があります。どうしてこういう法律が生き延びているのか。そして、それは誰がサポートしているのか。つまり、先生が言われたように、作るためにもプロセスがあるんですけども、維持されるのも、消極的にはやはりサポーターがいて、こういうものは維持されるわけです。ですから、ある意味ではネガティブにもインフルエンスは働いているわけですよ。つまり変えないという意味でのインフルエンス、そのようなものを持っているわけです。そうすると、作るために色々なプロセスが働いているという教育の仕方もあるけれども、維持されていることも、またインフルエンスが働いているから維持されているとも見ることができると思います。これは同じことの両面だと思うんですね。

そうすると、その辺りのことを政治の方から見ると、「ああ、なるほど、そういうことなのかね」と。ありていに言えば「議員さんの人は今の法律の方がいいんだね。選挙運動期間もできるだけ短くして、あれをやっちゃいかん、これをやっちゃいかんというのは、やはりそうかな」と、これは一つの解釈ですけども、そのようなことも分かってくるかもしれない。それだけじゃなく、もちろん選挙の公正さだとか色々な問題がありますから一概には言えないですけども。ですから、先生が言われるように、新しいルール設定もあるけれども、

古いルール，残っているルールは，なぜこれが残っているかということをはっきりさせるのも，政治教育として私は使えるのではないかなと。あの法律は，私は典型的なそういう例だと思います。

ですから，例えば政治教育の素材としていうと，憲法学習もそうですけど，本当は例えば公選法みたいに，一番政治参加の母体になっているような法律なんかを素材にしてやっていると，例えばそこでは法律と政治，少し政治教育優位かもしれませんが，色々なことがある。政治に比較的近い形での法律というものは非常にまた独特な，一般的なルール設定とはまた少し違うニュアンスが幾つかそこには込められているという意味で，非常に私はおもしろいルールだと個人的には思っています。広い意味では公法なんですけれども，公法と申しまして，やはりある種の公法なので，例えばそういうような素材なども，私は政治教育と法教育，特にこれは政治の方にバイアスがかかった話だと思うんだけど，新しいルールを作るためのプロセスをどう作るかという話もちろんです，なぜ今のこの法律はそのまま生き延びていたのかということのプロセスを考えてみるというのも，これも教育の材料になるのかなと考えます。ですから，先生のお話を私は非常に雑駁に解釈した恐れはありますが，その辺りは色々な形でやりようがあるのかなと個人的には思っています。

ですから，一般論として家庭と法というような形で問題を立てても，これはやはり教育のやり方としては，なかなかメッセージが伝わらない可能性があるのかなと思っています。ただ大事なことは，内容はプロセスによって決まってくるという問題は，これはあるわけで，そうすると，色々な法律がどのようなプロセスで決まってくるかということについて，一つの手がかりを与えることはそのとおりでしようと思っております。ですから，結論的に言えば，新しいものを作るかどうかということもさることながら，今あるものも色々教育の材料になる。いい教育か悪い教育か分かりませんが，結構材料にはなり得るのかなと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。私も憲法学者なものですから，話の中で憲法教育についてお触れいただいている点には同感の部分がありまして，繰り返しお題目を唱え続けたら世の中が平和になるというわけでもないし，うまくいくというわけでもない。結局，その制度というものを取り巻く力関係なり現実社会があって，その中で，その制度がどの方向に動いていくのかといったようなことを最終的には教えなければ，紙の上ではこうなっていますというのを繰り返し教え続けていくことの限界というのは，やはりあるんだろうと思います。

そういう意味では政治プロセスというのも一つで，政治に対して色々なイメージがある中で，特に，結局は力じゃないかというイメージもある中で，政治的なものの中にどのような意味で公正さというものを取り込んでいくか。恐らくそれが政治プロセスの法制度化ということを考える際に非常に大きな要素になるんだろう。最終的には，先生がおっしゃられたように様々な対立があるわけで，そこは多数決で決していくんだということになったとしても，そのプロセスに対して，やはり公正さがあるという信頼がなければ，その結論は受け入れられないだろう。その公正さというのをどのように制度的に担保するかというときに，法制度というのは色々と作られていく。そこをプロセスとしてはっきり教えていく必要が，憲法教育としても政治教育としても重要です，そこから出てくる様々な法を受け入れていくという意味でも重要なんだろうと思いますので，今おっしゃっていただいたことは，今後の検討

でも非常に重要なのではないかと思います。

佐々木先生 先生がおっしゃることは非常によく分かります。ただ、我々政治学の方から言うと、法教育、法学教育は、やはりある種作られた枠組みの中でプレーをするということと言える範囲があるということなんですけれども、政治の方は、いつ何が起こるか分からないですし、プロセスそのものが野蛮であるというのか、不意であるというのか、そこでは制度化が限界があるというのか、そのような違いがあるという意味では、我々は常に法学に対してコンプレックスを感じつつ、実は、だからこっちはもっとおもしろいんだと言っているという経緯もあるものですから、ここはなかなか難しいんです。しかし、全く無制度、何の手続きもないという世界ではもちろんございませんので、その辺りのことについてはできれば余り嘘に思えるような話を作ってもしょうがないんだけれども、しかし、政治には政治なりの国民に対する一種の礼儀作法もございますものですから、その辺りのことは色々やりようがあるんだろうなと私自身も考えております。ただ、ミクロ的にはルール化した中でプレーをしてくださいと言えば言うほどルールを破る人が増えてくるというのも、これも一部にはやはりどうしても政治の場合は残るものですから、その辺りは政治教育の限界ということで御勘弁をいただきたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

山下委員 司法制度改革推進室の山下といたします。

小学校、中学校、高校、色々な段階がありますけれども、政治と絡めて、例えば法教育のようなものをやることは、生徒たちがイメージを具体的に抱くことができないだけに結構難しいような気がしております。それで、生徒たちにもイメージを抱けるような身近なものを取り上げるとなると、教材に出ているようなごみ収集とか、あるいは、学校には多分校則があるんでしょから、校則を取り上げてよるしいんでしょから、そういう身近なものが題材になると思うのです。そうすると、逆に身近な題材を素材とする法教育は、今度は政治教育にどうやって役立つのか、どういう連携があるのか、あるいは直接には政治教育には役立たず、影響は間接的だけれども、そういうこともやった方がいいというのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

佐々木先生 なかなか難しいですね。何かルール注入教育みたいな話になると、どこから降ってきたもので、これはともかくそうだという教育にならないとも言えない。ルールはみんなですりましようというようなタイプの教育というのは意味がないということではないと思いますけれども、しかし、やはり基本的には非常に受け身の話の世界があることは、もうこれは事実なので、これはしょうがないと思います。特に子供に対する教育としてそういう面をなくせというような話は、これは実際問題として私は間違っていると思っております。

ただ、これはなかなか移行過程が難しい。つまり自分がどうであろうと、ともかく何かルールがあって、それは守りましようよとかいうような話の段階から、自分が関わってくるというのか、自分にも関わりがある問題、あるいはそういったような事柄が日常的には本当はあるわけだろうし、そして、色々それに対する気持ちもあるというようなことは、これは子供だから無いということでは私はないと思います。ですから、その辺りを少しずつ、どのように入れ込んでいくか。つまり、これは主体の問題を入れ込んでいくということに関わりますから、恐らく教育上一番難しいプロセスじゃないかなと思っております。ですから、こんな立派なルールがありますから守りましようという話は、これはやってはいけないことはな

いけれども、でも、おまえさんはどういう問題を持っているかなんていうことを、何か無理やり出すなんていう話もいいとばかりは言えない。特に教育上いいのか悪いのかとか、色々な難しい問題がありますから、そういうこともあるし、客体から主体へという問題の転換というのを緩やかに、例えば中学までかかってどのようにやるのかという辺りを、教育の場で感覚を持たせるかというのは、これは恐らく一番難しい作業だろうなと思っています。

ですから、今のところ色々な実験がやられていますから、そこから解を見出すしかないだろうなとは思ってはいるんですけども、しかし私は、社会の感覚、国民の感覚もやはり変わってはきていると思いますね。やはり自分自身をどう守るかも含めてどうするのかということに、あなた任せにしても何とかかなるという感じは、どんどん無くなってきていると思いますから、余りいいことじゃないかもしれんけれども、そういう感じは出てきていると思うんですね。ただ、それが教育の上でどのようにやったらいいのかということについて、例えば政治教育で考えるというのであれば、これは先ほど土井先生が言われたような話ともつなげて、色々な考え方がある、展開のしようがあるのかなと。ですから、政治教育を通して客体から主体へというような形の話に持っていければ、これは形の上でもそんなに差し障りのある話じゃないようにできるのかなと。それと、裁判員制度などで、段々それをつなげていき、法教育と政治教育がうまく手を携えていくことによって、超越的ルールを受け入れるという感じから少し展開していくということではできそうな感じはします。

今の色々な教科書、小学校、中学校、私が知っている限りにおいてこの点がどれだけ意識されているのかなということは、少々課題が残るのではないかという気がしているんですけども、その動かし方は余りチョイスがないかなという感じはしています。

土井座長 よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

大杉委員 文部科学省の大杉と申します。今日はありがとうございました。

一つ教えていただきたいことがあります。先生は、共存というのを教科書の冒頭において学ぶ、これは大事だとおっしゃられて、私もやはり人間と人間の共存ということを最初に学ぶということは、社会を見るときの枠組みとして共存という概念は非常に大事だなと思ったんですけども、先生がおっしゃられた、法と政治を連携させていくということは大事であるといったときに、共通の共存に値するような、法と政治をとらえる枠組みとして必要な重要な概念、子供たちにぜひ身につけておいた方がいいという基本概念がありましたら、お教えいただきたいんですけども。

佐々木先生 共存というのをもうちょっとバリエーションを考えるとという手はあるかなという感じがしますね。ただ、本当は政治の歴史を見れば、余り共存していない歴史も随分多いものです。例えば政治の教育というか、実態的なデータとしては戦争の問題と内乱の問題というのが、いわばその反対の問題として出てくるわけですね。そこでは恐らく法というものも随分違ったポジションにももちろん置かれるということになると思います。ですから、先ほど申し上げましたように、共存というか、もう少し何か元気の出る言葉があるといいんですけども、法教育はもちろん共存を念頭におく。政治の場合はぎりぎり共存のための共存というのやらざるを得ないという問題が出てきますね。法律の場合は単に共存するだけじゃなく、やはり正義にかなった共存じゃなければいけないわけでしょうから、その辺りが微妙にずれる可能性はあるのかなと。政治の場合は、もう生かしておいてくれという議論もあって、共存というのは余り共存と言わないのかもしれませんが、限界的にはそこまでが入ら

ないというわけでもないところが少しあるものですから。先ほど言ったように、政治もちょっと品が悪いものですからね。品が悪いというか幅が多くて、法律の方は、やはりそれに比べると、私から見ると非常にそこがきちんと形が整ったような形で人間関係を考えるという意味で、共存概念がずれてしまうところが確かにおっしゃるようにあって、それを何か一つにくくるようなものがあるかどうかですよね。ちょっと課題ですね。

土井座長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょう。

お話を伺っていて、幾つかキーワードがあったと思います。1つは主体の問題もそうです。主体を教育していく、主体を生み出していくというか、育てていくという教育をする際に、恐らく避けて通れない問題は、シビック・エデュケーションの場合は、単に認識主体を育てるだけじゃなくて、やはり行為主体を育てるということですから、価値判断の問題を避けて通れない話になってくるんだと思うんですね。恐らく制度を形式的に教えている、あるいは政治思想も名前と本だけ教えているという理由は、内容に踏み込めば踏み込むほど非常に価値の問題に関わってくる。先ほどから出てくる共存だとか紛争の問題にしても、私、憲法だからなんですけれども、例えばホップスなんていうのを心底どこまで教えるのか。それに賛成するか反対するかは別として、例えば彼が何を考え、何を見たかというのを教えるというだけで違うんです。今の教育はそうはなっていないくて、ホップスというのが「リヴァイアサン」を書きました、本の表紙はこんな絵で試みたいなのだとどまっている。その辺りがおもしろくないとおっしゃっておられる最大の理由だと思うんです。恐らく政治教育についても法教育でも同じで、その分野について幅広く色々な知識を一通り教えようとする、非常に広く薄くやっていかざるを得なくなってくる。それに対して、どこでもいいから、本質問題はそれほど変わらないわけだから、深くやればいいんだという方針をとれるかどうかだろうと思うんですね。それは法教育でも一つの議論のあるところですし、政治についても同じだろうと思うんですけれども、その点について、教科書等をお書きになった経験がある政治学者として、何か御意見があれば伺わせていただければありがたいんですけれども、いかがでしょうか。

佐々木先生 教育でできる範囲は限られているというのが基本なのですが、つまり、状況は極めて個性的、具体的なものですから、そこでどうするかというのが行為する主体として決めなければいけないということなものですから、予め答えを教えておくということは基本的にはあり得ないというのが、この世界のしょうがない限界で、判例を見ればわかるという世界は大変うらやましい世界なんだけれども、政治の方は余り判例がないので、悪く言えば出たところ勝負ということにも極端に言えはなりかねない。でも、ある種のジャッジメントのフレームワークというものが必要だということで、恐らく憲法学者もやるわけだし、色々なことをやはりやるわけです。

ジャッジメントのフレームワークそのものをやはり教育でやる。だけれども、目の前に出てきた話というのは絵にかいたような話じゃなくて、それぞれでこぼこしているような話、でこぼこしている状況で、どのように主体としてデシジョンを下すかという話になりますから、これはなかなか公式を援用するような形ではアウトカムは出てこないし、つまり、それが単純に言えば価値判断なんですけど、やはり思考することを経た上で価値判断を下すわけです。その思考するときに、色々なエデュケーションの結果というものは、やはりスキーム、フレームワークとして思考をいわば強化し、思考を粹づけるという意味では、私は意味がな

い話ではもちろんないと思うんですが、最後の答えというのは、それを予め教えられるのだったら、我々ももう少しいい生活環境で生活をできますけれども、そのようなことはできないわけで、やはり未来の世代がある将来の段階においてどのような問題に直面するかというのは、これは分からない。そうすると、私は、ある意味ではやはり経験の問題というのは非常に大事だと思うんですね。ですから、先生が言われるように、理論を認識する、行為する、間に何があるかといったら、やはり経験だと思うんですね。この経験という問題が、やはり具体的なデシジョンへ人間を誘う上で経験が決め手にはならないかもしれないけれども、先ほどの思考のスキームと同時に、やはり非常に重要な要素として人間の判断をバックアップするものとしてあるだろうなと。

それで、その経験について、本当に経験出来ないけれども、恐らく教育は若干の疑似経験をやれる。ですから、こういう判例があって何やかやという話も、まさに疑似経験だと私は思いますが、こういう場合はこういうこと、こういうことはこういうことと疑似経験ができる。ただ、先ほど申し上げたようなことで、政治についてはその疑似経験の幅があり過ぎるものだから、なかなか法律の方みたいに定型化ができないというのか、政治の場合はぶれが大きいし、それから、思考面でのレギュレーションが弱いというのか、限界が非常に大きい。だから、最後は本当に腹と「えいや」で世界のように見えてくるというようなところがありますよね。

ただ、経験の問題をどのように教育のところで行うかということは、あえて言えば疑似経験ですけども、色々なケースという問題、具体例という問題は、やはり私は非常に大事だろうと思いますね。ですから、判例をやるような話ではないのかもしれないのですが、少なくともこれは政治教育の方ではできないかもしれませんが、法教育の方では、ある程度具体的な話を挙げて考えさせるようなことは十分材料があたりで、その点は誠にうらやましい限りだと思います。政治教育の場合、なかなかそういうものは難しいんですよ。ですから、そこを主体としてやるために、経験の問題をどのように、文字どおりその人が経験しなくても、ある種経験を味わわせるというのか、触れさせるというのか、これがやはり私は非常に重要な要素ではないだろうか。そうやって初めて、その主体のある種の条件の何割かが整って、それで最後にもう一歩、二歩という形になれるんじゃないかなと。ですから、法教育がそういう条件を私は備えていやしないかなという意味では、むしろ非常に期待ができるんじゃないかと思います。それに比べると、政治教育の方はそういうのはだめですね。偉大なリーダーがいつどうしたかなどという話を突然教科書の中に紛らわしたらひんしゅくを買うぐらいがオチで、全然そんなものは話にならない、ですから、教育に限界があることを認識しつつ、しかし「にもかかわらず」じゃなく「であるがゆえに」逆に教育を一歩進めるということが大事で、どうせだめなんだからやめたという話になっちゃうと、さっきの僕の話じゃないけれども、嫌だと言えは事は済むという話になってしまうので、私はそこは、法教育は随分政治の方とは違う状況にあるのかなと常日ごろ尊敬をしつつ、うらやましいと思いつついるところです。ですから、何かそこは皆さんで工夫なさる余地はあるかなという感じがします。

私はやはり、日本の色々な問題で、特に最近では教育論とか何かに僕はよく引っ張り出されるので、もううんざりしているんだけど、やはり経験とイマジネーションの問題が非常に大事なんですよ。イマジネーションが物すごく狭い、それから経験がまた狭い人たちが、

ひょっとするとどんどん増えてきている可能性があって、それは学校教育の問題もあると思うので、そこをかなり意識的に打ち破るようなことをしないといけないと思います。それから、先生が先ほどおっしゃっていたこととつながるのではないかと思うんだけど、やはりこれは国際化の問題があるものですから、そこでまた法教育の問題にどのように入れるかというファクターがどんどん大きくなってくると思うので、そういう意味でも、国際政治はどうにもならなくても、法律の方は色々やりようがあるんじゃないかなと思っています。

土井座長 ありがとうございます。確かに想像力、イマジネーションというのは非常に大事な問題なんだろうなと思います。法教育は、下手をすると正しい答えに向けて、つまり唯一の答えに向けて話が進んでいくために、新しい可能性とか別のありようというものを閉ざさせる可能性があるので危険性もあるのですが、恐らくそういう法のイメージは変えていかなければいけないし、法の在り方も変えていかなければいけないと思います。

佐々木先生 新しいものを作るということも含めてですね。

土井座長 そういうイメージに転換していかないと、あらゆる可能性をつぶしていった、一つのありようだけで埋め尽くすための法というふうになると、おっしゃるとおり問題だなというふうに私も思います。

それでは、佐々木先生、本日はお忙しい中、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

佐々木先生 どうも、大変勝手なことを申し上げまして失礼いたしました。御健闘を祈っております。ありがとうございました。

土井座長 それでは、前回に引き続きまして、裁判員教材の実証授業について意見交換を行いたいと思います。

本日は、授業を御担当いただきました、裁判員教材作成部会の構成員で台東区立上野中学校教諭の高田孝雄先生から、指導計画の特徴、概略、成果を御報告いただきます。

また、前回の推進協議会におきまして、委員の皆様から授業を参観していただいた感想、御意見を頂戴しましたが、その後、裁判員教材作成部会が開催され、委員からの御意見を踏まえて改訂作業が進められていると伺っております。これらの状況につきまして、刑事局裁判員制度啓発推進室の大久保局付と高田先生の方から御報告をいただきたいと思います。

それではよろしく願いいたします。

大久保局付 大久保でございます。

本日は、今御説明がありましたとおり、検証授業について高田先生から説明をいただく機会を与えていただきましてありがとうございます。

まずは検証授業について高田先生から、その特徴と概略を御説明していただいた後に、あるクラスについて1限目、2限目、3限目をダイジェストでまとめたビデオを皆さんに御覧いただき、その後に検証授業の成果をまず高田先生に御説明いただこうと思います。高田先生、お願いいたします。

高田先生 台東区立上野中学校の高田と申します。よろしく願いします。

それでは、資料の裁判員教材検証授業報告に沿ってお話しさせていただきたいと思います。

まず、今回作成いたしました指導計画の特徴ですが、3時間構成になっております。

第1点としましては、有罪・無罪を判断させることを通じて、証拠となる事実の抽出及びその評価の仕方、証拠の評価の仕方を考えさせるというのが1点あります。裁判員に必要な

力の一つとして、証拠を評価する能力があると考えられます。授業の中で実際に証拠の評価を行うことで、その証拠の見方を身につけるといった内容になっています。その際の視点として3つほど考えました。一つは証拠の二面性ということです。一つの証拠が有罪の根拠にもなりますし、また逆にそうとも言い切れない可能性を持つ、そういう場合もあると思います。そういった証拠が持つ二面性というものを生徒に認識させるという点が一つあります。2つ目としては、証拠の重要度です。どの証拠に重きを置くかによって判断が異なってきます。今回の授業でも、証拠となる品に指紋がついていなかったというのがあるんですが、それを非常に重く見た生徒は無罪を主張しておりますし、また逆に、別な証拠を重要だと考えた生徒は有罪と考える。そのように、どの証拠に重きを置くかによって判断が異なってくるということです。それから3つ目は、多くの証拠を積み上げて、それを総合的に考えるということです。個別の証拠には偶然の一致の可能性が考えられるということもあると思いますが、それを幾つも積み重ねれば偶然と言えなくなってくるということもあります。ですから、一つ一つの証拠を個別に検討するのではなくて、全体として見ていくと、また違う結果が出てくるだろう、判断が出てくるだろう。そのようにして総合的に判断するという評価の仕方があるんだと、こういった3点を証拠の評価の仕方ということで取り上げてみました。こういう証拠の見方については、裁判だけではなくて、日常生活の中で多分無意識のうちに我々はやっているのではないかなと考えられます。それを改めて意識させることで、逆に専門的な知識がなくても、要するに日常的な我々の判断で裁判員は可能であると、そういった方に逆にも気づかせることができるのではないかと考えました。

それから、特徴の2点目としましては、他者との討論により、多角的・多面的な物の見方を身につけさせるということです。1つの事象に対しても、色々な立場からの解釈がありますので、様々な意見を聞くことで、自分の判断に固執することなく、たくさんの視点から物事を考察した上で総合して判断する、こういった姿勢を身につけさせたいと考えました。

3点目は、裁判員制度の意義と疑問点を生徒自身に考えさせて、裁判員制度に対する理解を深めるという点です。どちらに対しても、例えば裁判員制度の意義に生徒自身が考えて気づくことで、制度の大切さを生徒自身が本当に自分で納得できる、腑に落ちるといいますか、そういうことができるのではないかと。また、裁判員制度の疑問点に自分で気づくことで、逆に今度はそういう疑問点があるんだから、それを踏まえた上で判断しなければいけない。例えば、ある生徒が、ワークシートには書いていなかったんですが「情に流されるかもしれないよね」なんていう話をしていたんですが、情に流される可能性があるという疑問点、問題点が出てくるとすれば、それを踏まえた上で、では、情に流されないように判断しなければいけないんだ。そのように自分の判断をコントロールできるんじゃないか。そういう意味で、疑問点に気づくこと、問題点に気づくことも重要であると考えました。

私自身が見たり読んだりした裁判員制度に関する授業というのはそんなに多くはないんですけども、そういうものと比較して見ますと、こういった3つの点で特徴があるのではないかなと考えます。

指導計画の概略ですけれども、3時間構成になっております。第1時は裁判のロールプレイングを行います。シナリオに沿って実際に裁判をしてみるということです。それに基づいて、全く教師の説明も何もない状態で個人で判決を考えてみる。このときに、とにかく理由を明確にすることを強調していきます。はっきりした根拠に基づいて判断しなさいと、そ

れを明確にしないと、それを強調していきました。それから、班をつかって、班の中で構成メンバーが出した証拠を集約する。この段階では有罪か無罪かというような討論は行わずに、とにかく漏れなく考えた証拠を全部出すということをしました。

第2時では、第1時で出されました証拠をクラス全体に発表します。すべての班から出された証拠を、今度は分類して取捨選択して検討していきます。そのときの検討する視点としては、先ほどの指導計画の特徴の3つの視点に基づいて検討していくということになります。そのような証拠の見方を理解した上で2回目の判決を考えさせて、証拠の見方についてわかったことをまとめさせる。これが第2時になります。

第3時は、今度は討論を行います。班内で有罪、無罪、それぞれの立場からの討論を行って、可能であれば班としての結論を出させて、討論を踏まえた上で、今度は3回目の最終的な判決を考えます。最後に、第3時の後半で、裁判員制度の仕組みをパンフレットを活用して学習する。その上で裁判員制度の意義と疑問点についてまとめる。このような構成になっています。

とりあえずここまでです。

大久保局付 今、高田先生から概要を御説明いただきました。また、多くの委員の方、授業を参観なされた方もいらっしゃると思いますが、1時、2時、3時を通して御覧になることができた方はそう多くないと拝察いたしますので、ここでダイジェストではございますが、第1時、第2時、第3時を通しまして、ある1つのクラスの第1時、第2時、第3時をどうという展開で授業を進めていただいたのかというのをイメージしていただくために、DVDを御覧いただこうと思います。

(DVD上映)

大久保局付 大まかな流れは、今御覧いただいたものでわかりいただけるかと思います。御覧になったクラスによっても盛り上がり方が違ったりして、「何か私が見たのと違うな」なんていう印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。この検証授業についてまとめて高田先生に、生徒たちが得たもの、あるいは授業として得られた成果を説明していただきたいと思います。先生、お願いします。

高田先生 それでは、資料の3番目になりますが、成果ということです。

1つ目は、非常に意欲的に生徒が取り組んでいまして、裁判員制度に対する関心というのは間違いなく高まっているだろうなど。今のビデオでも、第1時と第2時は何かシーンとしていて、そうでもないなと思ったんですが、第3時になって討論になった途端に非常に活発になってきて、やはり色々考えていたんだなと感じましたし、第1時の最後で証拠を班の中で出し合うというところがあったんですが、その時点で有罪・無罪の討論になってしまった班もあります。それから、授業が終わった後から休み時間、昼休みでも有罪・無罪の討論を続けていたりとか、非常に意欲的に学習をしたのではないかと感じます。

それから、2点目としては、判決を考えるときにどういう点に注意しなければいけないのか、そういう視点をきちんと捉えているという点が挙げられると思います。例えば、十分な証拠があるかどうかであるとか、証拠と証言というのが一致しているかどうか。それから、客観的に考えて、決して感情に流されてはいけない。ほかの人の意見を聞いて、たくさんの視点から考える必要がある。また、自分が納得するまでとにかく考えるんだ。納得しないまま他人の意見に流されてはいけない。全体を通して総合的に考える必要がある。こういった

視点が生徒の側から出てきているということです。

3点目としては、裁判員制度の意義と疑問点について、やはり生徒自らが気づいています。資料の4枚目になりますが、私の方で若干まとめたのがありますので見ていただきたいと思います。裁判員制度の意義というものですけれども、番号が振ってあって、太字になっているのは私がまとめたんですが、細かい方は生徒の意見をそのまま出したものです。1つ目は、国民の感覚が反映できる。2つ目は、専門家でない人の意見、見方というのが反映されるのもいいのではないかと。それから、裁判とか法、政治などに対する関心が高まっていくだろう。多くの人の意見が反映できる。それでより正確な判断ができるのではないかと。裁判というのが非常に国民に対して分かりやすくなるのではないかと、こういった意義が考えられる。その他のところでも幾つかありますけれども、御覧いただければと思います。

1枚めくっていただきますと、今度は裁判員制度の疑問点というのが出てきています。いかげんにやる人がいるんじゃないのかなという心配ですね。それから、やはり守秘義務に対するものが多くて、果たして守れるだろうか。トラブルに巻き込まれないだろうか。いかげんにやらずに、一生懸命考えてもきちんとした判決が下せるかどうか。まとまらない可能性がある。今回は有罪・無罪というのを考えさせましたので、有罪の子が無罪になるとか、無罪の子が有罪になるとか、そういう意見の一致というのはなかなか見られませんでした。昨年度の3月に、実は量刑を考えるという裁判をやったんですけども、そのときには割と班の中で合意が見られていたんですが、有罪・無罪を考えるというのはなかなか合意しないというのが実感としてあります。それから、仕事への影響。他人の意見に左右される。特に押しの強い人の意見に流されてしまうんじゃないかと、そういうことも挙がっていました。また、法律の知識がないということがやはり不安である。裁判員になった人の精神的な負担というのがかなり大きい。辞退ができない。まとまらない可能性があるということと関連するかもしれませんが、最終的に多数決。意見が出尽くしてやり尽くした後で多数決なんですけれども、でも結局多数決なのかなというのが生徒の側から出てきていました。

こういった意義とか疑問点というのは、私が読んだ範囲でも、色々な本とかパンフレットとか、それから新聞などで見られるようなものと同じようなことがきちんと生徒の側からも出てきているということで、生徒はこういう模擬裁判的なものを通じて、きちんと意義、疑問点を捉えているんじゃないかなと考えます。それだけではなくて、そういう本とかパンフレットには出ていないような、やってみての実感というのも幾つか出てきていると思います。例えば、意義のところ、多くの人の意見が出されることで、より正確な判断というのが可能になってくるのではないかと。また、疑問点のところ、判断がまとまらないのではないかと、特定の人の意見に流されてしまうのではないかと、こういった疑問点というのは、やはり実際に自分でやってみて出てきたものかと思いますがそういう意味でも、こういった授業の方法というのは意義があるのではないかと考えました。

以上です。

大久保局付 今、高田先生の方から、検証授業を实际行ったことで得られた成果について発表していただきましたが、その反面、まださらにより成果を得るべく改善すべき点もあるだろうということをございまして、前回、法教育推進協議会でも多くの御意見を出していただきましたが、それを踏まえまして、さらに裁判員教材作成部会においても改めて意見を出し合いました。参考までに、部会で出された意見を紹介いたします。

協議会での意見と重複がある部分は御容赦いただきたいと思います。

まず1つとしては、第1時、第2時と第3時とのつながりが悪いのではないかという意見。それから、第1時、第2時で既に意見を出し合っていたので、第3時の討議のときには盛り上がっていなかったという御意見。それから、班での討議において、お互いに言いつばなしにならないように構成を工夫するべきではないかというもの。生徒によるシナリオ実演をもう少し実際の雰囲気が出るものにすれば、見ている生徒も関心を持つのではないかという御意見。法曹三者の役割、立場についての解説を最初にすべきではないか。ひいては法制度に関する授業を事前に十分行ってから、模擬裁判、裁判員制度の授業を行うべきではないか。検討に際して、あとどのような点が明確になれば有罪あるいは無罪をより明確に判断できたのかという点もあわせて検討すべきではないか。それから、本物の検察官や弁護士であればどのように主張し合うかという点を生徒に示すべきではないか。生徒に3回も有罪・無罪の判断をさせる必要があるのだろうか。3回判断させるとしても、毎回集計をする必要までではないのではないかといた御意見をいただいております。

これらの御意見を踏まえまして、今後の裁判員教材作成に際しまして、高田先生が改善方針を御検討くださっていますので、改善方針について高田先生から御説明いただきたいと思います。

高田先生 それでは、授業報告の4番目になりますが、課題というところです。

今もありましたように、1点目は制度面の学習が不十分になったことと、それに関連して、第3時の授業の前後のつながりがなくなってしまったということなんですね。本校の年間指導計画では、司法の学習、政治の学習は2学期に予定されています。したがって、生徒は裁判というものに対する基本的な知識、学習がないままにこの授業を行ってきました。ですから刑事裁判自体の理解も不十分です。例えば、検察官や弁護士、裁判官などの役割について、どの程度理解できていたのか、理解が不十分ではなかったか、そういう可能性もあります。また、裁判員制度自体についても、3時間目の学習内容になっていたために、1時間目、2時間目と、自分が一体何をやっているか分からないという生徒もいました。制度の学習を第1時の最初に持ってきた方がよいという意見もあったんですけども、最初にロールプレイングを入れた方が生徒の学習意欲が強まるのではないかということと、それから、第1時の最後に班内で証拠を出し合って集約していくというところがあるんですけども、そこにどの程度時間がかかるのか。かなり時間がかかるのではないか。そういう時間的な見通しも余りなくて、余裕を持っていくために制度の学習を後に持っていったという点があります。その点が課題の一つです。

2点目は、証拠の検討が十分にできなかったということです。私自身が、どのような意見が生徒から出てくるのか、全く見通しというものを持つことができませんでした。予想はしていても意外なものが出てくる。そういう見通しが持てなかったというのが一つあります。もう一つ、証拠の取り扱い方について、私自身のイメージができませんでした。特に証拠の積み重ねという面については、余り強調しすぎると、恐らく大きく有罪の方に傾いていくのではないかなということが予想されましたので、できれば生徒自身から出てくることを期待していました。私からの示唆はあまり行いませんでした。全体的に考えてみようという程度のアドバイスしかしなかったわけです。その結果、生徒全員に共通にその点を認識させることができなかつたかなと思います。特に第2時のところでは、生徒に考えさせる時間をとっ

たり、教師と生徒がやりとりしたり、または生徒同士でやりとりしたりという時間をもっとたくさんって証拠の検討というのを進めるべきだったのかなと考えました。

3点目としては、第3時の討議をどのように充実させていくか。言いつばなしにならないように、相手の意見を踏まえて自分の意見を再構築して反論していくというような、そういう手だてが必要かと考えます。

それから、4点目としては、生徒がやるべき目標というのをさらに明確化していく必要があるかなと。生徒に何を捉えさせたいのかというのを教師の側がもっと明確にすることと、そのために教師がどのような知識とか見通しを持たなければいけないのか、そういったことをはっきりさせていく必要があるなと考えました。

その点についての改善の見通しですけれども、5点目になりますが、やはり制度の学習は第1時の初めに置いた方が流れとしてもいいだろうと思いました。司法の基本的な学習を終えていることが前提となるかもしれませんが、時間的な見通しも持てましたので、最低限刑事裁判であるとか、それから被告人、裁判官、検察官、弁護人などの立場とか役割などを確認する必要があるだろう。それから、裁判員制度については、授業を進める上で必要な部分に絞って触れる。こういったことはやはり第1時の最初に行うべきであろうと考えます。

それから、第2点目について、証拠の検討については、どのような意見が出てくるのか、大体生徒の意見に対する見通しが持てましたので、証拠検討の流れを法律の専門家以外の教員でも理解できるように具体的に例示していく。こういうふうに整理していけばいいんだよというのを例示していくことで解決するのではないかなというふうに考えます。

3点目の討議の充実ですが、第3時の討論の場面を充実させるために、2回目の判決を書くときに、自分と異なる判決の生徒を説得することを想定して理由を書かせる。そのようなことを意識させたらどうかと考えました。2時間目の最後に「3時間目は討論をやるよ。そのときに相手を説得するんだよ。そのときにどういうことを言うべきなんだろうか」、そういった感じで生徒に2回目の判決の理由を書かせていく。また、予想される反論を出させて、それに対する自分の反論を書かせていく、そういった手だてが必要かなというふうに思います。

それから、4点目としては、生徒に考えさせることをより焦点化して具体的に示す必要がある。有罪・無罪を考えると大切なことは何だろうかというような問題の投げかけ方をしてしまっていて、少し漠然としていたかなと。ですから、例えば証拠を見るときに気をつける点はどうかということや、生徒が何を考えればいいのかということをもっと具体的に焦点化して示す必要があるかなと考えました。

今回授業をやりながら感じたのは、私自身が法律の専門家ではありませんので、例えば、証拠の二面性というのはこういうことなんだとか、実際に生徒と一緒に学習していったような状況です。そういう教師というのは決して少なくはないと考えますので、そういう教員でも授業を進められるようなマニュアルがやはり必要なのかなと。そういう材料を今回の授業では十分得ることができたのではないかなと、そんなことを感じました。

以上です。

大久保局付 今、高田先生が御説明くださった改善の見通し等につきましては、資料2枚目、3枚目、指導案修正の概略、あるいは「裁判員制度」指導計画（修正案）の方に分かりやすく反映されたものがありますので、併せて御参照いただければと思います。

そして、今、高田先生が説明、発表して下さった指導計画の改良案につきましては、今後部会で内容を検討して、その結果として改良が行われた指導計画案を改めて本協議会で御報告させていただきまして、御了解をいただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

私どもからは以上でございます。

土井座長 高田先生、大久保局付、ありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

飯田委員 お尋ねいたします。

大変充実した授業をなさったようで敬服しておりますが、1点だけ教えてください。一生懸命話し合っても、結果的に多数決で少数というか敗れるというか、そういう側になってしまったお子さんの場合、感情的に制度に対してまで否定的になるようなことがないかどうかというところが、実際どんなものだろうと思いました。大人でももちろんあると思いますので、結果的に多数決で敗れてしまったお子さんに対しては、どういう指導をされましたでしょうか。

高田先生 今回は、そういう指導はしなかったんですけども、3枚目の裁判員制度の指導計画の修正案のところを見ていただきますと、第3時、教師の支援欄の下から4つ目のマルのところ、「クラスとしての最終的な評決を取る。」その後、「評決結果に対する考え方をまとめさせる。」という項目があります。評決ではこういう結果になって、例えば自分は無罪と考えただけでも有罪になってしまった。それに対してもう一回自分の意見を書かせる。そういうことをやらせようと考えています。それで自分の意見と異なる評決になった生徒の意見ももう一回吸い上げていきたい。そのように考えています。

土井座長 そのほか、いかがでしょうか。

鈴木委員 よろしいでしょうか。前回も少しお話ししたところですが、今回、改善案の提示も少しいただいている、部会の方でもやられると思うんですが、無罪の推定であるとか、疑わしきは被告人の利益にといた原理原則のような話は、要所要所でもう少しきちんと出てきていいのかなと。最初のときにあるのは確かに分かっているつもりではありますが、要所要所にもう少しあっていいのかなと思っております。

この部分は、やはり裁判員を伝える場合に、もちろん司法の世界で刑事裁判ってどういうものかというところで伝えればいいのだということもあるのは分かりながら、裁判員の教材自体もかなり独自に動いていくと思いますので、この辺りも配慮していただければと思います。

それから、これはやはりこの後、弁護士たちの間でも少し話をしたんですけども、検察官、弁護人が証拠を事案の中から抽出してきて、これは有罪の証拠なのか、無罪の証拠なのかというようなことを議論するのを子供たちに少しやらせている感じがしていて、これは論告と弁論が出ていないからというのがあるわけですね。つまり、普通の裁判であれば、論告で検事の方がこういうふうに証拠は見ますよ、いやいや、弁護人はこういうふうに見ますよと、こういうふうに見せておいて、裁判官がそれ以外、別に証拠を探ったっていいわけですけども、その中で考えるということになっているわけです。今回、それぞれ有罪になる証拠はどれだろうか、無罪になる証拠はどれだろうか、証拠は二面性があるから、どっち

も出てくるねというようなことが議論されている。裁判官，あるいは裁判員という人がやる仕事というふうに考えると，もう少し考えていいのかなということも思っています。

それから，今回の授業で少しひっかかっているのは，指導計画の2時間目，3つ目のところに，個別の証拠には偶然の可能性があっても，それがたび重なれば偶然とは言い切れなくなってくるというものがありました。これは，私ども弁護士の経験からすると，検察側からよく出てくる主張でございます。それがこのような形でポツと出てくるというのはちょっとというようなことも感じたりしております。

以上です。

土井座長 高田先生の方で何かございますでしょうか。

高田先生 無罪の推定とか被告人の利益とかいう点については，確かに触れる機会が非常に少なかったので，そういうのは入れていくべきだなと思います。

それから，裁判員の仕事の部分，裁判官の仕事の部分に限定して，もっと絞っていてもいいのではというところですけども，それも部会で検討させていただきたいと思います。

3番目の，多くの証拠を積み上げて総合的に考えさせる。これは私も授業をやっていく中で，余り強く言い過ぎると有罪になってしまうだろうなということで，非常に授業をやりながら迷って，曖昧にってしまったところですので，ぜひ部会で御検討いただきたいと思います。

土井座長 よろしいでしょうか。いかがでしょう。

高橋委員 先生の最初の御説明の中で，証拠の評価をする能力を学ぶところで，日常生活の中でもそういったことを考えているとなるところから，裁判員制度が身近にあるものだとということを感じさせるという，それがどのように学校生活の中でのこういったものとリンクされるのか教えていただきたいのですが。

高田先生 具体的には想定はしていないんです。まだ全然イメージしていないのですが，例えば，今の授業の議論の中でも，常識的に考えて判断していくことが大切じゃないのかという意見が出てきているのは，多分その辺りのとっかかりになるのかなと考えています。授業の中で，そういう社会生活の中で我々が普通にやっていること，判断とつながるんだよというところをもう少し取り上げられればよかったなと，それは感じています。

土井座長 よろしいでしょうか。ほか，いかがでしょうか。

羽間委員 先生にお伺いするのが適切なのか，それとも部会の方々にお伺いするのが適切なのか，ちょっと判断に迷う質問なんですけれども，この指導計画の特徴の ， ， のうち，授業者としての先生は，どこを一番ターゲットにしていたのでしょうか。

高田先生 1番，2番と差がつけられるかどうか分かりませんが，私が見た限りでは，色々な裁判員に関する授業はありますけど，1つは，とりあえず体験してみようという授業が多いかなと思います。生徒の最後のまとめとか感想を見てみると，「もし自分が選ばれたら頑張ってみよう」とかいう意見で終わってしまっている授業が結構あるなと感じました。

もう1つは，これは実際に見た授業で，中村雅俊さんが出ているビデオの犯罪の再現シーンを使ってやった授業なんですけれども，生徒に色々考えさせた上で，じゃあ，実際の専門家が出す判決に近いか，近くないかでいい判決かどうか考えさせるというのがあって，そういうものと比較すると， と のところは，多分この授業の特徴なんではないかなと考えてます。証拠の二面性とか，そういうことを意識するような授業は，あるかもしれませんけれど

も、ちょっと私は見ていないんです。

もう1つは、裁判員制度の意義と疑問点まで追求させるというのはなかったかと考えます。そういう点では、やはり専門家の方にきちんと入っていただいて作った授業案ということで、多分この と が一番の特徴になるのではないかと思います。

羽間委員 見ていて、 が弱いなという感じがしていて、良い、悪いではないんですけども、それを確認したかったことと、そういう意味では狙いどおりの授業ではあるんだろうと思います。

もう一方で、 と ばかりを強調すると、それこそ制度だけの学習になってしまうという危険性がある、そうすると、何かパンフレットを読んで終わりみたいな感じになってしまうので痛しかゆしだなと。全部盛り込むと3時間では無理だなとか、何を捨てて何を強調するのかということを考えていった方がいいんだろうなというようなことを思いました。

以上です。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

山下委員 個人的な意見を少し言わせてもらいますと、裁判員裁判を題材にした教育ということなんですけれども、抽象的に言えば、早い話が自分で見て、自分で考え、自分で意見を持ち、自分で意見を言い、相手の意見を聞いて結論を出すと、こういう人が育てばいいなというのが多分根底にあるんだと思います。その1つの題材として裁判員裁判は、学校教育の中で今まで何の手あかもついていないので、非常にいいんだろうと思います。ですから、裁判員制度自体の制度ばかりを教える必要はなくて、本当に必要最小限だけを教えて、あとは自分たちで体験させるというスタンスでやっていけばいいんだと思います。先ほど と 、あるいは という話がありましたけれども、その中の一部でも生徒がどれかに興味を持てば、それはそれでかなり目的を達しているんじゃないかなと私は思っております。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

吉崎委員 改善の見通しのところで、証拠検討の流れを具体的に例示するという記載がございまして、先ほど高田先生の方からもその御指摘があったんですが、これは具体的にはどういったものをイメージされているのか伺えたらと思います。

高田先生 今日こちらに来る前に作ってみたのですが、有罪の証拠、または有罪とは言えない証拠、生徒から出てきたやつを全部並べて分類して、こういう証拠が出てきてこういうふうに分類できるんじゃないか、その中で証拠として取り上げるのはちょっとどうかなというのを線で消してみたり、それから、ある程度説明する部分が必要なのではないか、そういう説明はこういうところで補足する必要があるのではないかなど、また、例えば指紋があるかないかというのは、指紋がないという前提で無罪の証拠になっているんですけども、有罪の方では指紋については何も出ていないので、例えば指紋はすべてのものにつくわけじゃなくてというようなことを少し補足するなど、何かこういうものがあると、初めて授業をやるときでも、ある程度証拠の整理の見通しは持てるのではないかと思います。これでいいかどうかというのは分からないので、このようなイメージを私としては持っています。

吉崎委員 有罪か無罪かという判断をするに当たっては検察側に立証責任があって、無罪の事実を認定する必要はないんですね。これは被告人の利益にというドグマがありますので、そうやって考えますと、有罪に必要な証拠がそろっているかどうかという判断を裁判官、裁判員は求められる。

そういうことを一つ前提にした上で、今回の教材を拝見して思うのは、要するに被告人は否認しているわけですから、個々の証拠を並べるといことも一つ必要なんですけども、恐らく証拠ごとの強弱というものも意識させざるを得ないのかと思います。もちろん総合的に考えて有罪になるという考え方はあるんですけども、実はその根底にあるのは、どの証拠が強くてどの証拠が弱いのか、弱いというのは、有罪認定のためにどのぐらいの価値があるのかという意味の弱さですけども、その強弱というのは必ずあるはずで。そこも非常に難しい話ではありますが、当然裁判実務では考えるところであって、もし可能であれば、そういったところまで先生にも御理解いただき、また生徒にも少しでも理解していただければ、今後の裁判員制度の実務運用に役立つのかなという感じがしております。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

非常に詳細に検討していただいて大変ありがとうございます。幾つか、今日出てきた意見等をまたさらに踏まえて御検討いただきたいと思うんですが、私自身の漠たる印象を申し上げますと、1つは、証拠評価の方法について考えるという場合、先ほど高田先生もおっしゃられた授業の例として挙げたんですが、専門家の判断に近づけるように教育をするという方向に余り大きく舵を切られると、裁判員制度の趣旨そのものとまた齟齬を来すことになる。裁判員制度を導入したのだから、素人が入ってくる。従って、その素人を専門家のように教育しなければ裁判員制度が立ち行かないので、そうしましょうという教育だというふうに持っていくと、それだったらそもそも玄人だけでやればいいじゃないかという議論になってくる可能性があります。証拠というものについて色々考えるということ自体は重要ですけども、その際に、何か玄人だったらこう考えるんだというマニュアルを作って、それを教育するんだと、そういうものがもしあれば、先生の方で色々参考になれるのはいいと思いますけれども、そちらの方に子供たちを持っていくんだということが前面に出てくると、それはそれで少し趣旨が異なってくるのではないかと。色々な意見を出させながら、そこにプロだったらこう考えるよみたいなものを入れていくこと自体は否定はしませんが、そっちの方に持っていく、そのように授業を構成してしまうと、結局理想形としては、さらに一般人出身の裁判官を6人入れたとか、何人入れましたというだけになる。そのところは制度の趣旨とそぐわない程度で、参考資料として色々なものがあるという程度でおさめていただいた方がいいのではないかと思います。

その意味では、有罪・無罪を判断させること、それから証拠を評価をさせることということも1つの大きな目標ではありますが、やはりこの指導計画の特徴の と とかということの方が中学生にとっては重要なのかもしれません。裁判員制度というものの意義、疑問点、そして自分たちが参加していく際の心構えとか、他者の討論によって色々な意見を出すこととか、相手の意見を聞くこととかということの方が中学段階では非常に重要で、それを言葉だけで言っても始まりませんので、実際に体験させる。裁判員制度を体験させるために1つ考えられるのが、この証拠の部分について色々考えさせるということが重要だと捉えていただいた方がいいのではないかと思います。

というのは、わずか3時間のうちで、しかもこれ自体にかけられる時間というのは1時間半か2時間程度だと思いますが、これをやったからといって、すべての中学生が正しい証拠評価を身につけるかということ、恐らくそれは考えられないことです。しかも実際に裁判員になるのは、この中学校が終わってから20年先になるのか、30年先になるか分からない段階で、

あのときああいう評価方法があったはずだということを記憶しているかということ、それもまた期待できる話ではありません。証拠の評価というのは非常に難しい問題ですし、色々なことを想像しないといけないとか、色々なことを考えなければいけないんだということさえ身に付いてくれればよくて、思い込みだけでしてはいけないみたいな部分が体験できればいい。技術的なことというのは一応教師として教えられるわけですが、余り不正確なことは教えられないので、正確なことを知っておられるという意味では重要かもしれませんが、それを超えて持っていくという必要まではないのではないかと思います。その意味では、実際こういうものを体験しながら、裁判員制度の役割とか、自分たちでもできるんだとか、自分たちがやる上でこういうことを気をつけなければいかなのだということを経験してもらいながら、ここで意義だとか疑問点というのをここまで子供たちがちゃんと書いてくれているというのは、恐らくその意味では非常に効果があるんだろうと思います。

疑問点の中で、いいかげんになるとか、守秘義務が守れるのかとか、こういう疑問点が出てくるというのは、自分自身が体験してこう思っているというのは非常にいいことです。いいかげんになるというふうに思っているというのは、ちゃんとした子しか言わないのでして、いいかげんな子はいいかげんになるとは言わない。いいかげんになる可能性があるということもきっちり考えてくれている子がこれだけ多いというのは、ちゃんとした子が多いということともとれるので、こういう結果がきっちり出る授業にしていっていただければ、私は非常にいいのではないかと考えております。

部会の方で色々とお意見をいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして最後に、教材改訂検討部会での検討状況について、司法法制部の内堀部付から御報告をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

内堀部付 それでは、内堀から報告をさせていただきます。

現在、当部会におきましては、初めて法教育に取り組まれようとしている先生方のため、そのスムーズな取り組みが可能となるよう、「はじめての法教育」の4つの教材をベースといたしまして、その各教材についてのQ & A集を作成しているところでございます。本日の教材改訂作成部会では、各教材の御担当の委員からQ & Aのたたき台の案を作成、御提出いただきまして、それをもとに御議論をいただきました。そこでは、クエスチョンに盛り込むべき事項として、どのような性質の、あるいはどのような種類の、どのような内容のものを盛り込むべきか、あるいはアンサーの記載方法として、どのようなものが初めて法教育というものに取り組まれる先生方にも御理解していただけるよう平易なものとして記載することができるかといった点につきまして、掘り下げた御議論をいただきました。本日の御議論を踏まえまして、次回までにアンサーまでの部分を含めまして案をブラッシュアップしていただき、あるいは作成していただいた上、次回さらに議論を深める予定としております。その案が固まってまいりましたら、そのQ & A集の構成、あるいは先生方への提供の方法等も含めまして、さらに検討を行った上、目途がつき次第、さらに本会の方へも御報告をさせていただきますと考えているところでございます。

御報告は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

今御報告をいただきました点について、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしくお願いたしますでしょうか。

それでは、その方向でお進めいただければと思います。
本日、予定した時間になりましたので、この程度とさせていただきます。
ありがとうございました。

- 了 -